

平成21年度県の関与の問題事例アンケートに係る改善要望及び対応の要旨

No	項目	問題点	改善要望	担当課	指摘に対する改善方策、対応等
1	大好きいばらきネットワークの推薦方法の見直し	<p>大好きいばらき県民会議の活動において、県民運動地域推進員（ネットワーク）の登録を進めており、その登録に当たっては、市町村長が推薦書を提出することとなっている。</p> <p>しかし、推薦書に記載する主な活動経歴については、本人（又は所属する地域活動団体）の申し出のみであり、市町村長がその記載内容を客観的に判断する材料がない。</p>	<p>推薦書の提出者を市町村長ではなく、本人が所属する地域活動団体の代表等として欲しい。</p>	生活文化課県民運動推進室	<p>大好きいばらき 県民運動は、県民・団体・企業・行政が手をつないで支えあい、「やさしさとふれあいのある茨城づくり」を進めることを目的として推進しており、ネットワークには、地域における県民運動の発信・普及・実践・調整といった役割が期待されています。</p> <p>こうしたネットワークの主たる活動の場は所在市町村となりますことから、地域活動の活性化を図る市町村行政と密接に関わられると考え「市町村長の推薦」をネットワークの委嘱手続に組み入れているところです。</p> <p>今後とも、市町村と連携して地域活動や県民運動を推進してまいりたいと考えておりますので、重要な役割を担うネットワークにご理解いただき、活動経歴の確認や事業計画内容の承認等についてご協力をお願いいたします。</p>
2	大好きいばらきネットワーク等活動推薦助成金の交付申請方法の見直し	<p>ネットワーク等連絡協議会が助成金の交付申請を受けようとするときは、市町村を経由して助成金交付申請書を提出することとなっている。助成額の積算基礎は当該連絡協議会のネットワーク1人当たり1,000円×人数（上限150,000円）となっており、名簿の添付で確認ができれば問題なしとされている。</p> <p>また、現在市町村長が記入する内容、「事業計画がネットワーク等活動推進事業の趣旨に合致していると認められる」旨については、団体の事業活動を市では十分に把握しておらず、市町村長の証明は形骸化しているように思われる。</p>	<p>助成金交付申請書の提出に当たっては、市町村長を経由することなく、申請者から直接提出することとして欲しい。</p>	生活文化課県民運動推進室	
3	医療福祉費事業報告書における本月末の受給者数の報告方法の見直し	<p>医療福祉費事業報告書は、「前月までの受給者数」「資格取得した人」「資格喪失した人」を入力することにより、「本月末の受給者数」が確定するが、電算化された現在では、取得から喪失を引いて受給者数を出すことはなく、受給者数はダイレクトに確定する。</p> <p>「資格取得した人」「資格喪失した人」の人数を把握する必要があるが、本月末の受給者数のみの報告で足りるのではないか。</p> <p>なお老人保健の月報は、毎月受給者数のみの報告である。</p>	<p>「前月までの受給者数」「資格取得した人」「資格喪失した人」の入力をやめ、「本月末の受給者数」のみの報告にして欲しい。</p>	厚生総務課国民健康保険室	<p>医療福祉費事業報告書については、制度改正等の参考資料とするため月ごとの「資格取得者数」及び「資格喪失者数」を記載していただくうえで「本月末の受給者数」を報告していただいているところです。ご要望のあった点については、全市町村へアンケート調査を行ったうえで、今後の受給者動向の把握方法をどのようにするかも含めて、検討を行っていきたくと考えております。</p>
4	特別児童扶養手当の認定請求に伴う受理・審査事務の見直し	<p>特別児童扶養手当の申請及び障害状況届をする場合、診断書等必要書類を添付し市町村を経由して県に提出することとなっている。</p> <p>療育手帳所持者など知的障害の方は、障害の治療のため病院に通院している方が余り多くないことから、知的障害に対する診断書を書いていただける主治医がないこと、さらに、福祉相談センターの診断書が無料であることなどから、特別児童扶養手当を申請する際には、病院ではなく福祉相談センターからの診断書を添付している場合が多い。</p> <p>現在は、療育手帳の判定も特別児童扶養手当の認定事務も福祉相談センターで行われているにもかかわらず、市町村の窓口へ申請手続をするために、福祉相談センターで診断書を書いてもらってから、再度、市町村の窓口へ申請手続に来ることとなり、1箇所ですべてできないなど申請者の負担になっています。</p>	<p>提出先の市町村若しくは福祉相談センターで確認が可能なものであれば、申請者の負担を軽減するため、下記のような方法で診断書の添付を省略して欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 療育手帳の所持者については、療育手帳の交付を認定する際に使用した診断（書）の内容を確認し、診断書の添付を省略する。 市町村長の経由に伴う申請書の受理（所定事項についての必要な審査）については、療育手帳の等級で程度確認をし、療育手帳の写しを添付する。 診断書の添付が必須な場合は、療育手帳の相談時に特別児童扶養手当の説明も行い、希望者には診断書を発行する。 	障害福祉課等	<p>特別児童扶養手当の認定請求、支給等については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法律」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（以下「規則」という。）等により県及び市町村の事務事業が定められています。</p> <p>特別児童扶養手当を受給しようとする方は、規則第15条におきまして必要な書類等を市町村長を経由して県知事へ提出することとなっており、県知事の認定等に係る通知等は規則第25条におきまして市町村長を経由して受給者へ送付することが規定されています。</p> <p>また、県及び市町村における必要な事務事業の経費については、特別児童扶養手当事務取扱交付金交付要綱に基づき、特別児童扶養手当事務取扱交付金が交付されています。</p> <p>特別児童扶養手当の認定請求については、規則第1条に診断書の提出が規定されていますが、療育手帳の判定結果又は身体障害者手帳を所持し、別に定められた障害程度の場合は、診断書を省略することができることとされており、（昭和48年10月15日企児第45号厚生省児童家庭局企画課長通知）</p> <p>県では、療育手帳の発行については、福祉相談センターや児童相談所の心理司が判定し、福祉相談センターで発行しております。療育手帳の判定の際には、当該手当の支給認定に該当すると考えられる場合、制度の説明や医師による診断書作成の予約をとるなど、障害児及び保護者の便益を図ることに努めております。</p> <p>また、ご指摘のとおり、福祉相談センターでの診断書は無料ではありますが、近年受給者数の増加に伴い、診断書作成の申込みも急増し、県の嘱託医師だけでは対応が困難な状況であり、特別児童扶養手当の受給者にはかかりつけの医師に診断書を作成してもらうなど、作成基準等を見直しているところです。</p> <p>特別児童扶養手当の支給認定等に係る事務事業については、法令等の規定に基づき実施しているため、市町村の経由事務は省略できないこととなっておりますが、今後、他県の状況も踏まえ、必要に応じて事務事業の見直しや法律の改正等について厚生労働省に要望を提出するなどの働き掛けを行っていきたくと考えております。</p>

No	項目	問題点	改善要望	担当課	指摘に対する改善方策、対応等
5	県単土地改良事業の実施に伴う土地改良法手続きの見直し	土地改良事業の実施に伴う土地改良法上の法手続き（地権者の同意等）についてであるが、当市で実施している土地改良事業は県単農道整備事業で、37.5%が県の補助で62.5%が全額市の単独費用となっており、地元農家の費用負担は一切ない。 また、整備内容も既設の未舗装の道路を舗装して農作業の効率を上げるという内容で、農家個人の田畑等を整備するわけではないため、法手続きの必要性が感じられない。	土地改良法の手続きをすることについては、法令上やむを得ないと思うが、当市のケースの場合も手続きが必要なのか、ケースバイケースで対応できないものなのか、是非検討して欲しい。 また、法手続きの中で事業効果の算定が必要となるが、算定が難しく、外部に委託するにも市の財政が厳しいため予算化は困難な状況にある。法手続きが必要な場合は、事業効果算定の簡素化を図って欲しい。	農村計画課	○法手続きについて 県単土地改良事業は、小規模ではありますが、土地改良法（第2条2項に規定された工種）及び県単土地改良事業実施要領により、法手続き必要となっておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。 ○事業効果の算定について 土地改良事業の費用対効果分析については、基本指針が平成19年3月28日に制定され、県営・団体営土地改良事業については、平成21年度新規採択地区及び平成20年度計画変更地区から新たな費用対効果分析手法にて算出しているところです。このため県単土地改良事業につきましても、新たな費用対効果分析手法にて算出とすることとしております。 今後は、効果算定に必要な資料等の提供や指導の強化を行うほか、効果算定を容易にするためのマニュアル等の作成を検討してまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。
6	市町村下水道整備支援事業費補助の申請方法の見直し	当該補助金については、1補助対象者あたりの補助金額が、500～25,000千円と幅が広く、申請に係わる事務事業については、国庫補助金申請に準拠しており、手続等についても同様の取扱いとなっているため、補助金額が小額の場合でも、図面及び書類の作成に多くの時間を必要としている。茨城県から市町村に対して提供される、流域下水道事業建設負担金（市町村負担金）の積算説明等の方が、対象金額が大きいにも係わらず、詳細資料が少ない。 また、当該補助金の交付要綱は、年度要項となっており、当該年度にならないと、要項の制定がされず、市町村は交付の見通しがなく、予算化をして事業を進めている。	全体的な事務事業の簡素化、又は、補助金額が小額の場合の図面及び書類の簡素化を、是非検討して欲しい。 当該補助金の交付要綱については、可能であれば、年度要項から常設の要項等に変更して欲しい。	下水道課	○交付申請について 交付申請に当たっては、補助金額の大小に関わらず、「実施計画書」「工事契約状況等一覧表」「平面図」「起債計画書の写し」の提出をお願いしているところです。 今後は、補助金額の大小にかかわらず実施内容と金額が把握可能な必要最低限の資料の提出や、様式への記載方法の簡略化を図るなど作業負担の軽減に努めてまいります。 ○要項制定について 要項制定に当たっては、毎年度、予算編成の課程で補助要件等を財政当局と協議をしており、その内容に変更を伴う可能性があるため、常設の要項への変更は困難な状況にあります。 このため、各市町村においては、前年度と補助要件が変わらないとの条件のもと、新年度の要望額を提出いただいておりますが、補助要件の変更があるような場合においては、要項制定前に必要な情報を提供できるよう努めてまいります。
7	流域下水道事業建設負担金における、負担金等の対象となる事業費の積算内訳の資料提供方法の見直し	当該負担金については、現在でも、負担金等の対象となる事業費の積算内訳の資料提供がなされているが、大きい負担金額に対し、提供資料が詳細でなく、説明責任をはたすために十分でないと思われる。	当該負担金の対象となる事業費の積算内訳における、箇所別の事業費及び各事業費の明細等（特に事務費）の更なる詳細資料の提供を、是非検討して欲しい。	下水道課	県が行う土木建設事業の市町村負担金に関しては、平成21年7月から、①箇所別に工事費と事務費の別、工事費の内訳②市町村別に事務費の内訳（節別）③事業別に事務費の算出根拠（区分別の単価や数量等）を最低限市町村に提示する情報としているところです。 下水道事業においては、これらの情報に加え、これまでの市町村等からの意見を反映して、概算要望時には要望額と事業概要の説明について、本要望時には当該年度の事業実施状況と、それらを考慮した次年度の要望額及び事業内容について説明し、負担金についてのご理解をいただいているところです。 今後も、必要に応じ資料提供等、情報提供の充実に努めてまいります。
8	県が主催する教職員の研修や学校アンケートなどの取りまとめ方法の見直し	教職員を対象とした研修会等の参加者取りまとめ及び小中学校を対象とする調査などについて、市町村教育委員会を經由して通知や参加者の取りまとめを行っている。 文書転送や申込み取りまとめ事務が相当な量になり、市町村教育委員会の事務軽減が図れない。	教育情報ネットワーク「アンケート機能」を利用して、県教育庁各担当課から直接市町村教育委員会及び小中学校に通知し、参加者を取りまとめたい。各小中学校は、参加者の報告や調査報告を県教育庁担当課及び市町村教育委員会に報告することとする。	教育庁各課	ご意見のとおり、今後は、教育情報ネットワーク「アンケート機能」等を活用して、極力市町村教育委員会の負担を軽減するよう努めます。 なお、「アンケート機能」等では回答できないような複雑な調査や、学校だけでなく市町村教育委員会としての意見・判断を要する報告等につきましては、引き続きご協力をお願いいたします。
9	茨城県教育委員会からの情報提供方法の見直し	現在、県教育庁から提供される様々な情報は、教育情報ネットワークを通して行われる。各市町村教育委員会は代表メールアドレスを持ち、毎日新たな情報がないか何度も確認をし、情報管理を実施している。 各市町村は、この代表アドレスがあるにも関わらず、教育情報ネットワーク内でも確認しなければならない。市の関係各機関へ周知しなければならない情報が教育情報ネットワークにて提供されると、市の代表アドレスへ一度情報を転送し、そこから各機関へ転送しなければならない、事務負担が増えている状況にある。（教育情報ネットワーク内にも転送機能がついているが、初期設定のアドレス量が膨大である。） また、同時に複数の職員がアクセスすることができず、誰がアクセスしているのかも分からないため急を要する時には支障をきたす。	電子メールの送受信については、各市町村教育委員会の代表メールアドレスのみを使用し、事務負担の軽減を図って欲しい。	教育庁各課	茨城県教育情報ネットワーク（IEIネット）は、統一したセキュリティ対策のもと、全国トップレベルのIT教育環境を実現するネットワークシステムとして平成17年度から運用が開始され、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校とすべての教職員を結ぶ教育情報基盤として、様々な活用が進んでいます。 県では、生徒がコンピュータやインターネットを活用し、情報社会に主体的に対応できる「情報活用能力」の育成を図るためには、本ネットワークの更なる「活用の推進」と「機能充実」が不可欠であり、市町村立小中学校・教育委員会事務局を含めた県全体としての取組が非常に重要であると考えております。 以上のような趣旨をご考慮頂き、本ネットワーク活用の一環として、今後ともご協力をお願いいたします。県といたしましても、より円滑な情報提供方法の推進に取り組んでまいります。 なお、以下の点から、代表アドレスのみを一律に使用することは困難であることを思慮いたしております。 ①個人情報保護 個人情報を含むデータファイルの送受信をする際、不特定多数の職員がアクセスできるネットワーク環境にある市町村については、個人情報流出の危険性が高まる。 ②大容量データの送受信 通知・調査等で、大容量のデータファイルの送受信が必要な際、市町村のネットワーク環境によって、スムーズな送受信ができない。

